

J Y S O規約

1. 総則

第1条 名称

本会は、「Japanese Youth Soccer Organization、略称J Y S O」と称す。

第2条 目的

本会の目的はサッカーを通じて、健全な身体と精神を育成し、併せて国際的な友情と理解の促進を図るものとする。

2. 会員

第3条 会員資格

本会への入会は、原則として日本語を理解できる子女とする。また、会員資格の対象となる学年は、日本の学齢で原則として男子は小学3年生から中学3年生まで、女子は小学1年生から中学3年生までとする。

第4条 募集

会員の募集は原則として、毎年1回これを行うものとする。但し、期中途中での加入を認める場合がある。

第5条 承認

会員となるには、当該保護者の同意を受け、かつJ Y S O会長の承認を得るものとする。

第6条 退会

会員がやむを得ない事情により退会する場合は、当該保護者はその旨J Y S O宛に届け出るものとする。また、退会においては、入会金、運営費等の費用につき返金は行われぬものとする。

3. 組織

第7条 役員

本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 代表コーチ

ただし、代表コーチは、他の保護者役員に委任することにより、役員会を欠席しても良い。

役員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。次年度の役員選出は、会期終了までに選出する。ただし、旧役員は、新役員が希望する場合に限り、開催準備をサポートする為、次期役員が開催する役員会に交代で出席するものとする。

第8条 役員会

本会の通常の運営にかかる事項の決議機関は、役員会とする。
役員は期の当初に定時役員会を開催し、次の事項を決定する。

運営計画、運営報告

- (1) 予算、決算
- (2) 役員の選出
- (3) 規約の改廃
- (4) その他の重要な事項

また、必要に応じ適宜役員会を開催し、各会員の意見を討議し、決定事項を会員及保護者に通知する。

第9条 総会

会長は、特に重要と考えられる事項の決定には、総会を招集することができる。

総会は保護者の三分の一以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第10条 議決

役員会の決議は出席者の過半数をもって決する。総会の決議は出席者の過半数をもって決する。

4. 会計

第11条 収入

本会の費用は次の収入を以って当てる。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 特別徴収金
- (3) 賛助金及び寄付金
- (4) その他

第12条 支出

本会の支出として次の科目を当てる。

- (1) 運営費（会場費等）
- (2) 備品費
- (3) 遠征費
- (4) 役員活動費
- (5) その他

5. その他

第13条 退場及び退会処分

練習態度が悪い会員あるいは他の会員の練習を阻害する会員についてはコーチが警告を与える。更に同様の行為を繰り返す場合は退場処分とし、即保護者が引き取るものとする。この場合翌週の練習には保護者の同伴を義務付けるものとする。練習態度が改善されない場合はコーチの判断により退会処分もありうる。

第14条 緊急時の処置

緊急時には役員またはコーチの判断で、救急車の呼び出し及び救急車による最寄りの医療施設への搬送を行う場合がある。

第15条 活動中の事故

万一活動中に事故（人身、物損）が発生しても、役員、コーチは責任を負うものではない。

第16条 規約改正

この会則の改正は、役員会で三分の二以上の賛成により可決する。

付則

この規約は、1998年6月1日より施行する。

会則来歴

1. 1985年9月新規作成
2. 1995年6月改訂
3. 1996年8月1996年役員による見直し、会員への配布
4. 1997年6月改訂
5. 1998年6月改訂
6. 2000年8月改訂第3条
7. 2002年4月改訂細則[2]会員、父兄についての1、1)
8. 2003年5月改訂第3条、第6条、第7条
9. 2004年4月改訂表記の変更、細則 [2] 会員、保護者についての2、5)の追加
10. 2011年1月会員資格変更
11. 2012年7月第13条・第14条の追加
12. 2012年11月第15条文言変更
13. 2013年3月9日 第3条会員資格の女子学年変更
14. 2014年3月9日 第12条に役員活動費を追加

[1] 役員の任務

1. 会長は、副会長と協力し、
 - 1) 役員会、総会を招集すること
 - 2) 本会においての全業務を監督すること
 - 3) JYSO 運営のための計画方針を立案すること
例：保護者当番（ボール、ネット、忘れ物、後片付け等）の計画
2. コーチは、
 - 1) 会員にサッカーを指導すること
 - 2) サッカーのルールに基づいて健全なスポーツ人間としてのマナーを教えることに努力すること
 - 3) 保護者の指導員育成に努めること
 - 4) サッカー会場の決定及びその交渉にあたること
3. 会計は、
 - 1) 会の入出金についての記録をとること
 - 2) 年度末に会計報告をすること
4. 庶務は、
 - 1) 会員の名前、住所、電話番号を記録すること
 - 2) 会合の記録をとること
5. その他
 - 役員は、活動記録の引継を行う。
 - 役員選出は毎年度末に合議により選出する。合議により得ない場合は、抽選とする。役員を5名、補欠を5名選出する。

[2] 会員、保護者について

1. 会員は、
 - 1) サッカーを楽しむ中学3年生（日本の学年）以下の子供とし、チームを構成できる人数（一学年10名程度）を定員の目安とする。
 - 2) 会員が定員に達した時は次の申込者は補欠となる。
本会が増員することになった場合は補欠から新入会員とする。
 - 3) 会員の継続性を考慮し、会員募集に際しては前年度会員への募集案内が優先されるものとする。
2. 保護者は、
 - 1) 会員の管理に努め、会の目的に自発的に援助を申し出る用意があること。
 - 2) サッカーのルールに基づいて健全なスポーツ人間としてのマナーを教えることに努力すること。
 - 3) 練習中は会員の事故発生防止に努める義務を負う。
 - 4) サッカー場において、サッカー以外の業務、集会、取り引きをおこなわない。
 - 5) 会員の名前、写真のJYSO Web ページへの掲載を了承するものとする。